○総務省令第五十四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十五日

総務大臣　高市　早苗

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　認証業務	第二章　［同上］
第一節　署名認証業務	第一節　［同上］
［第一款　略］	［第一款　同上］
第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条の二―第三十七条）	第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第二十五条―第三十七条）
第二節　利用者証明認証業務	第二節　［同上］
［第一款　略］	［第一款　同上］
第二款　利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第六十条―第六十四条の十）	第二款　利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第六十条―第六十四条）
［第三節・第四節　略］	［第三節・第四節　同上］
［第三章　略］	［第三章　同上］
第四章　雑則（第七十七条―第八十二条）	第四章　雑則（第七十七条―第八十条）
附則	附則
（特定認証業務を行う者に係る認定の申請の際に提出する書類）	［新設］
第二十四条の二　令第七条の二に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。	
一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	
二　申請に係る業務の用に供する設備が次条各号に掲げる認定の基準に適合していることを説明した書類	
三　申請に係る業務の方法が第二十六条各号に掲げる認定の基準に適合していることを説明した書類	
（特定認証業務の用に供する設備の基準）	（特定認証業務の用に供する設備の基準）
第二十五条　令第八条第一号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。	**第二十五条**　［同上］
一　法第十七条第一項第五号の規定による総務大臣の認定を受けようとする者（次条において「認定申請者」という。）が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。次条及び第八十二条において同じ。）の用に供する設備のうち電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。次条及び第八十二条	一　法第十七条第一項第五号の規定による総務大臣の認定を受けようとする者（次条において「認定申請者」という。）が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。次条及び第八十条において同じ。）の用に供する設備のうち電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。次条及び第八十条におい